

# 多治見市立滝呂小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

(R7年4月版を令和8年3月に一部改訂)

## 1. 基本的な構え

### (1)基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめ問題は誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常にもち、すべての児童がいじめを受けることなく、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

### (2)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義引用

### (3)学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2. いじめ防止のための取組

### (1)本年度の重点

「みんなちがって、みんないい ～『ポカポカ言葉』で『いじめゼロ』を目指す滝っ子～」を合い言葉に、「まんぞく授業」「ピカピカ掃除」「さきがけあいさつ」「元気な体と心」を学校生活の4本柱とすることで、一人一人の自己肯定感、自己有用感を高め、人をいじめない、ストレス耐性の高い心の基盤を培う。

### (2)いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりに努める。

- ① 学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実やいじめをなくすキャンペーン等）を児童が自主的に行うよう支援する。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ③ 児童会を中心に児童自らがいじめの問題について考え、議論する活動、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動、児童同士で悩みを聞き合う活動等、児童自身の主体的な活動を推進する。

### (3)児童一人一人に自己肯定感、自己有用感を高める教育活動を推進する。

- ① 全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。
- ② 児童が他者と関わる表現力を培う。
- ③ 人とのつながりを大切に体験活動を推進する。
- ④ 児童の自尊感情を育み、充実した学校生活を実感できるような教育活動を推進する。

### (4)インターネットを通じて行われるいじめ防止のために保護者及び児童に啓発活動を行う。

### (5)教職員の人権感覚を高め、教員の学級経営力を向上させるための研修を行うとともに、互いに援助を求め合える相談体制づくりをする。

### (6)いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

- ① いじめ防止に関すること。（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり等）
- ② いじめの早期発見・早期対応に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

④ 年間5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

⑤ 構成員は、校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、教育相談主任、養護教諭とする。

必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

(◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する)

(7)校長を中心とした会議を定期的に行い、学校内でのいじめの発生状況や対応状況等を把握し、対応策の検討及び情報の共有を図る。

(8)年間実施計画（学校いじめ防止プログラム）

月	取組内容	備考
4	・職員研修の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・入学式、始業式、全校集会等での「学校いじめ防止基本方針」説明 ・学校だよりやWebページ等による「学校いじめ防止基本方針」等の発信 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」説明	「学校いじめ防止基本方針」の確認
5	・第1回「いじめ防止等対策委員会」の実施	
6	・第1回心のアンケートの実施、「にこにこ相談（教育相談）」の実施 ・第2回「いじめ防止等対策委員会」の実施 ・第1回「H-QUテスト」の実施（4・5・6年） ・学校運営協議会で「学校いじめ防止基本方針」説明	
7	・ポカポカ言葉いっぱいキャンペーン（児童会主催によるいじめ防止の取組） ・「ケータイ安全・安心利用研修会」（児童向け）の実施 ・第1回「学校評価アンケート」 ・児童向け「学習アンケート」「生活アンケート」 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策等の取組の振り返り） ・職員研修「自殺未然防止の取組」の実施	第1回県いじめ調査
8	・職員研修「不登校問題の現状と解決策」「情報モラル」の実施 ・第3回「いじめ防止等対策委員会」の実施 ・職員会（「学校評価アンケート」をふまえての取組） ・QUテスト結果研修会	夏季休業中の指導
9	・第2回心のアンケートの実施、「にこにこ相談（教育相談）」の実施	
10	・「にこにこ相談（教育相談）」の継続	
11	・「ひびきあいの日」に向けた取組（児童会主催によるいじめ防止対策の取組） ・学校運営協議会で、いじめの現状について説明	
12	・「ひびきあいの日」週間（児童会活動、学級活動、道徳授業等） ・第3回心のアンケートの実施、「にこにこ相談（教育相談）」の実施 ・第4回「いじめ防止等対策委員会」の実施 ・第2回「学校評価アンケート」 ・第2回「H-QUテスト」の実施（4・5・6年）	冬期休業中の指導 第2回県いじめ調査
1	・職員会（「学校評価アンケート」をふまえての次年度の取組計画） ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策等の取組の振り返り）	
2	・第4回心のアンケートの実施、「にこにこ相談（教育相談）」の実施 ・第5回「いじめ防止等対策委員会」の実施 ・学校運営協議会で、いじめ防止を含む今年度の評価と次年度の方向を説明	
3	・学校だより等による次年度の取組の説明	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

### 3. 早期発見に向けた取組(早期発見・事案対処マニュアル)

- (1) 「いじめはどの学校、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないように努める。(登下校指導、授業巡回、給食、掃除指導等の様々な場面での表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化)
- (2) 変化に気付いた児童が見つかった場合は、見付けた職員や担任が速やかに事実を確かめ、関係職員が情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3) いじめの認知は、心身の苦痛を感じた児童の立場から総合的に判断し、「いじめ防止等対策委員会」にて行う。
- (4) 児童に対する定期的な調査(アンケート)を実施する。
  - ・ アンケート調査 年間4回(市・県の行うアンケートがある月は兼ねる)
  - ・ アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は当該児童の卒業後5年とする。
- (5) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。
  - ・ スクールカウンセラーの紹介。(出勤日及び依頼方法)
  - ・ 学校いじめ相談窓口の設置。(基本は「いつでも、誰にでも。一番相談しやすい人。」)
  - ・ 市教育相談室や子どもの権利相談室、子ども相談センター等関係機関の相談窓口の紹介。

### 4. 早期対応・早期解決に向けた取組

- (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応
  - ・ いじめを察知、もしくは児童や保護者からの申し立てを受けた場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認等必要な措置を講ずる。
  - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー、スクール相談員、市教委担当等を「いじめ防止等対策委員会」の構成員に加える。
- (2) いじめ解決時の対応
  - ・ いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行う。
  - ・ いじめの事実が認められた場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行う。併せていじめを受けた児童や保護者に対する支援を最優先に行い、いじめを行った児童に対しての支援及び心のケアとその保護者への助言を継続的に行う。
  - ・ いじめの事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
  - ・ 保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた児童が「いじめは許されない行為である」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
  - ・ いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。また、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題と捉えさせ、いじめを見逃さない学級・学校づくりを目指す。
  - ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた児童に対する行為が止んでいる状態が相当の期間継続(少なくとも3ヶ月を目安)しており、なおかつ、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。
  - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

### (3) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、もしくは児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- ・同種の事態発生の防止に資するため、多治見市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、多治見市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・二次資料及び調査報告書は、保存期間を5年とする。

## 5. 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点に関することを学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの防止      ② いじめの早期発見・早期対応      ③ いじめの再発防止